

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の 5～6 ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	03 適合性評価	改正	Q17043	適合性評価—技能試験提供者の能力に対する一般要求事項	2023年版: Conformity assessment -- General requirements for the competence of proficiency testing providers (2010年版: Conformity assessment -- General requirements for proficiency testing)	JIS Q 17043は、技能試験スキーム提供者の能力並びに技能試験スキームの開発及び運用に関する一般要求事項を規定するものである。技能試験を行う機関の能力の継続的な信頼性は、試験所及びその顧客にとってのみならず、規制当局、試験所認定機関及び試験所に対する要求事項を規定する他の機関などの利害関係者にとっても必須のものである。検査又は製品認証のような他の適合性評価活動に関しても技能試験の必要性は増している。この規格は、強制法規に引用されているJIS Q17025が参照している規格でもあり、関係する規格類の最新の状況にあわせて更新する必要がある。	これらの要求事項は、全ての種類の試験スキームにあてはまる一般的なものとなるよう意図されており、規制当局、試験所認定機関等が試験所を認定する際に、特定の分野の個別の技術的要求事項の基礎として用いることができる。また、技能試験を行う機関の能力を証明することから、ユーザが技能試験を行う機関を選定するための指標として使用することができる。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 引用規格(簡条2) 従来の規格に加え、ISO/IEC 17025及びISO 17034を新たに取り込む。 用語及び定義(簡条3) ユーザーニーズの多様化に対応して、試験所や校正機関以外の適合性評価活動を行う機関(例えばISO/IEC 17020の検査機関やISO/IEC 17025のサンプリング機関)への適用を視野に、用語の定義の見直し及び注記を用いた説明の拡張を行う。 組織要求事項(簡条5) Proc33(※)との整合を図る。また、ISO/IEC 17025との整合のため、5.4に認定機関等を念頭に置いた記述を追加する。 資源要求事項(簡条6) ISO/IEC 17025及びISO 17034に準じて見直しを行う。 プロセス要求事項(簡条7) 要求事項を階層化して七つに分類する。 マネジメントシステム要求事項(簡条8) Procの規程内容をほぼそのまま採用。 技能試験スキームの種類[附属書A(参考)] 最新の技能試験の類型に整理する。 技能試験の統計手法[附属書B(参考)] 技能試験に係る統計的な処理について、最新のISO 13528:2022の規定と整合する。 ※ Proc33: CASCO規格共通要素。適合性評価機関及び認定機関に対する要求事項を規定するISO/CASCO文書の共通要素を定めるもの。ISO/CASCO/WG23によって2020年に改訂された。規格ではなくCASCOの内部手順書と位置付けられている。	—	ISO/IEC 17043:2023	IDT	第2条の該当号: 13(提供に必要な能力) 対象事項: 役務(技能試験)	法律の目的に適合している。	利点: ア 欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的分野、幅広い関係者が活用する統一的方法を定める規格	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月